

道路工事現場における標示施設等の設置基準

令和6年9月

堺 市 建 設 局

1 道路工事の標示

道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 発注者

発注者及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 受注者

受注者及びその連絡先を標示するものとする。

2 防護施設の設置

車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲うものとする。（参考（1）参照）

3 迂回路の標示

道路工事のための迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

4 色彩

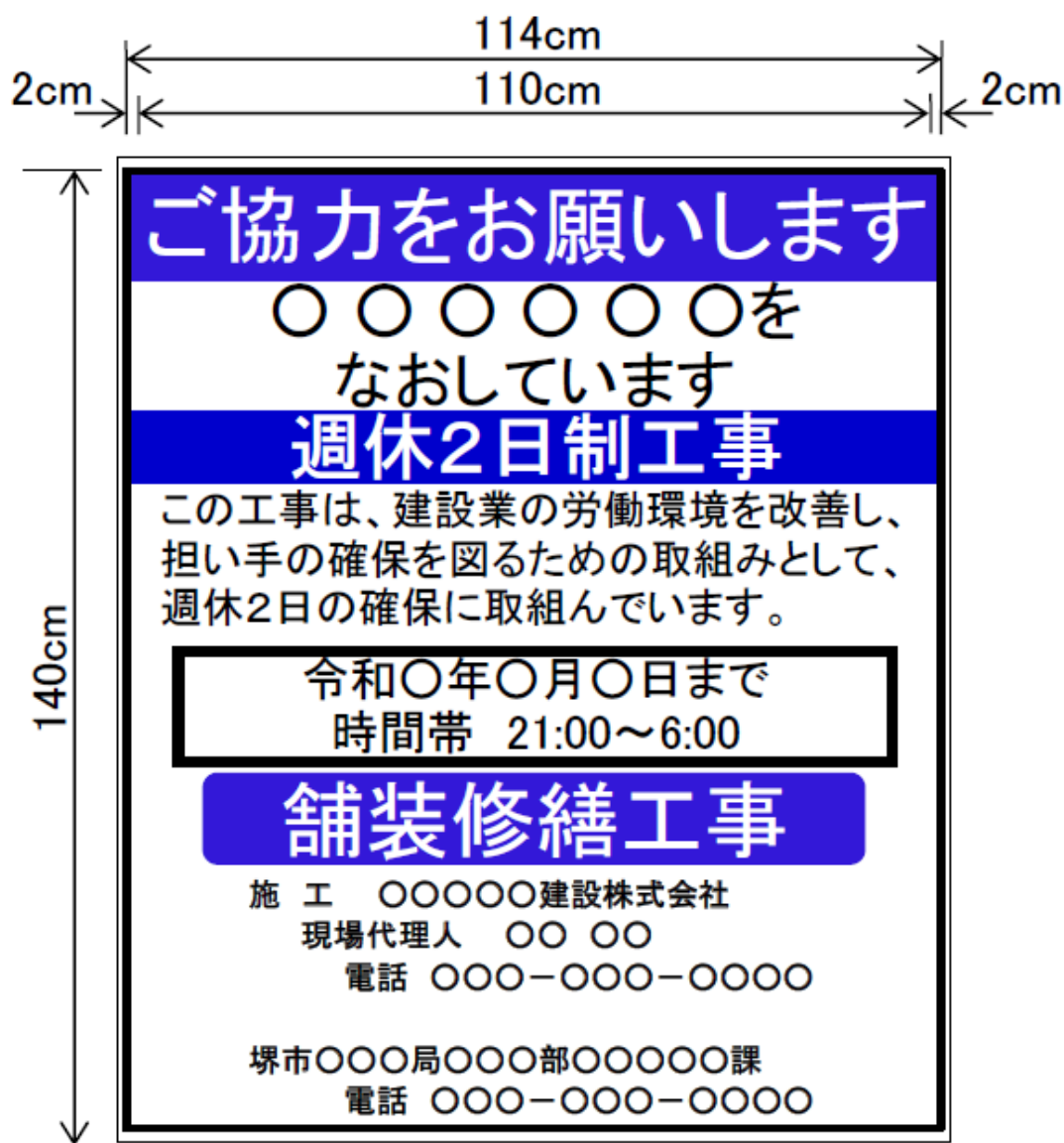
道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

5 管理

道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然

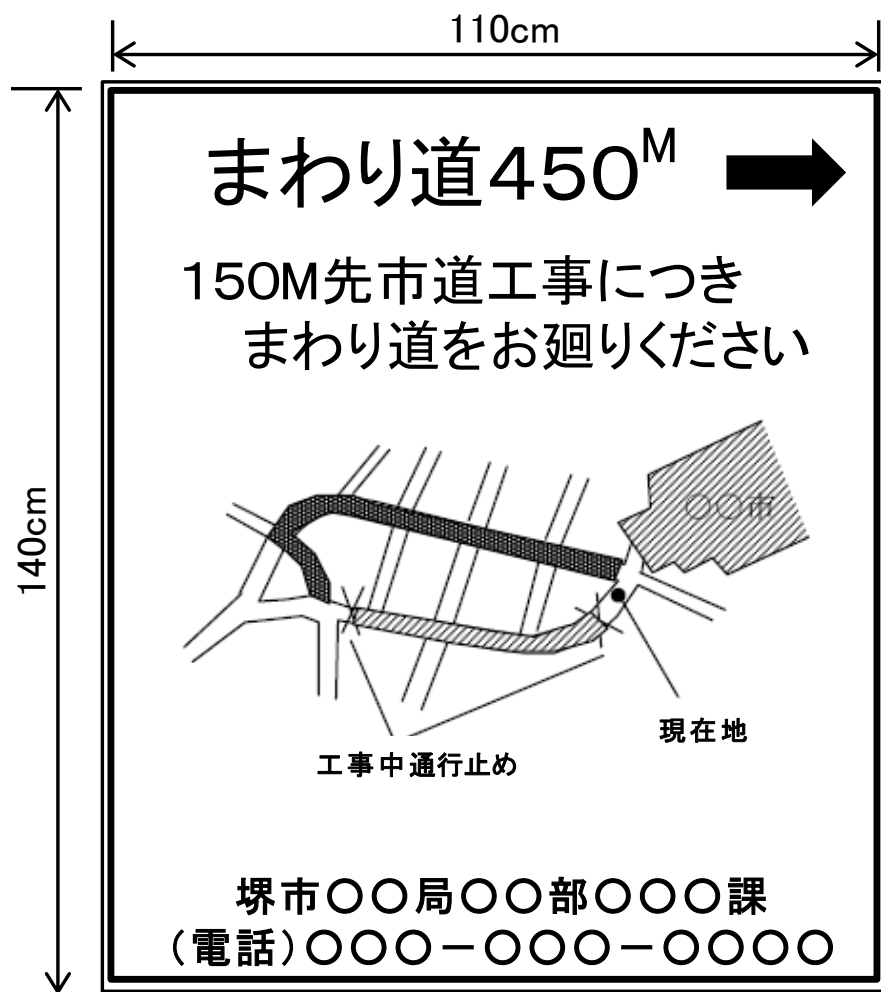
と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表 様式1



- (1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青字に白抜き文字とし「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。
- (3) 夜間・休日の連絡先は可能な限り表示する。
- (4) 工事期間・時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。
- (5) 高輝度反射式または同等品以上のものとする。
- (6) 転倒しないように留意して設置するものとする。

別表 様式2



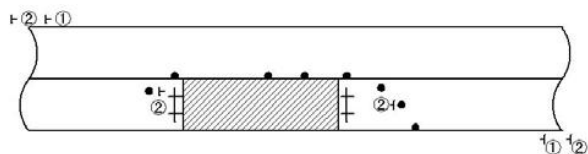
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2 c m、縁線の太さは1 c mとする。

参考（１）車線の一部が工事中の場合の標示例

① 必要があれば設置する



（２車線道路）



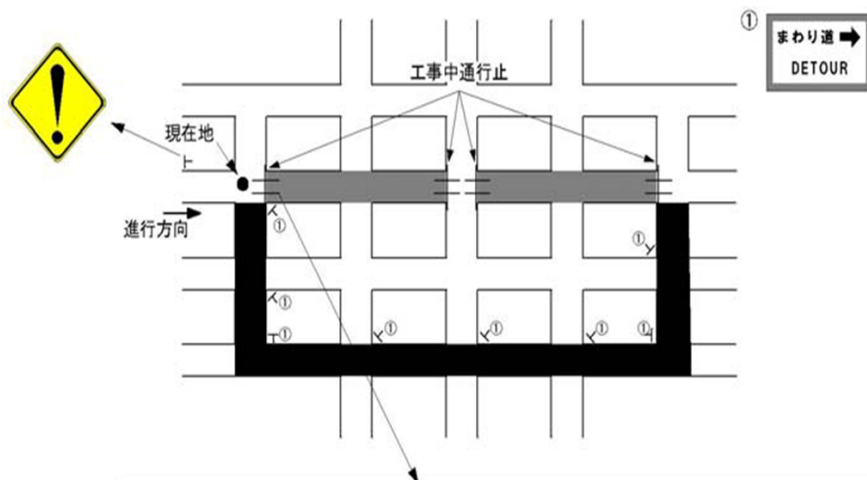
②



（４車線道路）



参考（２）工事中迂回路の標示例（市街地の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



ご協力をお願いします

〇〇〇〇〇〇を
なしています

週休2日制工事

この工事は、建設業の労働環境を改善し、
担い手の確保を図るための取組みとして、
週休2日の確保に取り組んでいます。

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 21:00～6:00

舗装修繕工事

施 工 〇〇〇〇建設株式会社
現場代理人 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

堺市〇〇〇局〇〇〇〇部〇〇〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

まわり道450^M →

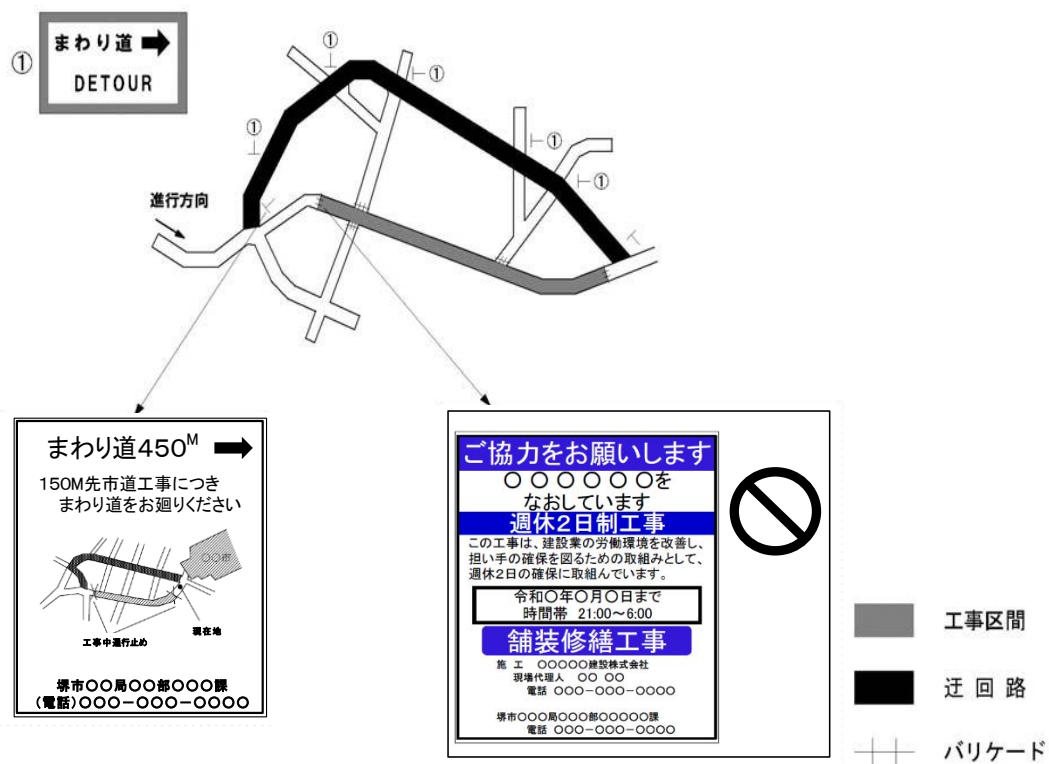
150M先市道工事につき
まわり道をお廻りください

工事中通行止め 現在地

堺市〇〇局〇〇部〇〇〇課
(電話)〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

- 工事区間
- 迂回路
- バリケード

参考（３）工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（４）設置方法の一例

